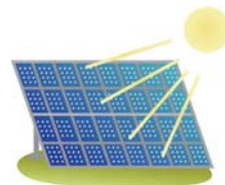


太陽光発電施設の建設を予定している皆さま

長野県景観規則の改正により、長野県景観計画の区域において一定規模を超える「太陽光発電施設」を建設しようとするときは、県への事前届出（着手日の30日前まで）が必要になります。届出に基づき周辺の景観との調和への配慮について、長野県景観計画で定める「景観育成基準」により審査します。

●事前届出が必要な規模（新設、増築、外観及び色彩の変更等）

届出規模の要件	一般地域	景観育成重点地域
太陽電池モジュール（パネル）の築造面積（水平投影面積）の合計	1,000㎡を超えるもの	20㎡を超えるもの



●改正の施行日

平成28年12月1日（平成29年1月1日以後に着手するものが届出の対象です。）

●建築物の屋根、屋上等に後から設置するものは、次により届出が必要です。

届出規模の要件	一般地域	景観育成重点地域
太陽電池モジュール（パネル）の設置面積	400㎡を超えるもの	25㎡を超えるもの

●問合せ先・届出窓口：建設課 都市計画管理係 ☎62-9217

※なお、富士見町内において太陽光発電施設を設置する場合は、「富士見町再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン」にご留意ください。【問合せ先】総務課 企画統計係 ☎62-9332

道路除雪作業にご理解・ご協力をお願いします

☎ 建設課 都市計画管理係 ☎62-9217

町では、主要な幹線道路の除雪作業を建設業者に委託し行っています。しかしながら町だけでは十分な対応ができません。区内・集落内の道路、通学路等、除雪の効果を高め、道路交通の安全を確保するために、皆様のご協力をお願いします。

【除雪等の出動の目安】

- 業者による除雪は、積雪量が10cmを超えた時、または10cmを超えると予想される場合（積雪状況により6～7cm位から出動）に実施します。

【地域の皆様や事業者様へ除雪協力をお願い】

- 町で除雪する路線以外の生活道路（道路・歩道・横断歩道橋・通学路等）は、各集落・地域・PTAの皆様のご協力により除雪をお願いします。
- 各集落、地域における雪捨て場の確保をお願いします。
- 除雪は積雪状況により順次行います。通勤・通学前には完了させるように心がけています。
- 除雪により玄関先に寄せられた雪は、地先の皆様にて適宜、寄せていただくようお願いします。



年末の交通安全運動

☎ 建設課 都市計画管理係 ☎62-9216

長野県では交通事故防止を徹底するため、「年末の交通安全運動」を実施します。

【スローガン】『思いやり 乗せて信濃路 咲く笑顔』（長野県交通安全運動スローガン）

【期 間】 12月1日(木)～12月31日(土)

【運動の重点】『子供と高齢者の交通事故防止』

- 夕暮れ時と夜間の歩行中、自転車乗用中の交通事故防止
（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶 ●通学路、生活道路の安全確保と歩行者保護の徹底

降雪や凍結により交通事故が発生しやすくなります。運転者は普段以上に減速を心がけ、安全確認をしっかり行い、事故を未然に防ぎましょう。